

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主な改正点

(平成23年4月1日施行)

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課

本文中「都道府県知事」とあるのは「札幌市長」と読み替えて適用されます。  
ただし、熱回収施設設置者認定制度の手続等(4ページ 1(三))及び産業  
廃棄物収集運搬業許可の合理化(5ページ 7)に関する部分を除きます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）が改正されました。改正の概要は以下のとおりです。

廃棄物処理法の一部を改正する法律（法第 34 号）(H22.5.19 公布)  
廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（法施行令第 247 号）  
（H22.12.22 公布）  
廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令（法施行令第 248 号）(H22.12.22 公布)  
廃棄物処理法施行規則等の一部を改正する省令（環境省令第 1 号）(H23.1.28 公布)

廃棄物処理法の一部を改正する法律（法第 34 号）(H22.5.19 公布)  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（法律第 34 号）(環境省)  
が平成 22 年 5 月 19 日に公布されました。

< 改正の概要 >

1 土地所有者等に係る努力義務の創設

土地の所有者又は占有者は、その所有、又は占有若しくは管理する土地において、この法律の規定に違反して処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならないこととした。（第 5 条第 2 項関係）

2 許可の欠格要件に係る規定の合理化

廃棄物処理業等の許可の欠格要件に該当する場合のうち、廃棄物処理業等の許可を取り消された場合を、特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合に限定することにより、連鎖的な許可の取消しに対する手当てをした。（第 7 条第 5 項第 4 号 2、第 7 条の 4 第 1 項及び第 14 条の 3 の 2 第 1 項関係）

3 廃棄物処理施設に係る定期検査

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、一定期間ごとに、当該廃棄物処理施設が施設の技術上の基準に適合するかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならないこととした。（第 8 条の 2 の 2 及び第 15 条の 2 の 2 関係）

4 廃棄物処理施設の適正な維持管理を確保するための措置

廃棄物処理施設である廃棄物最終処分場について許可を受けた者がその許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人は、当該廃棄物最終処分場が廃止基準に適合するまで維持管理を行う義務を有することとし、都道府県知事の確認を受けるまでの間は、第 8 条の 3 等の規定の適用については、なお廃棄物処理施設の設置者等とみなすこととした。（第 9 条の 2 の 3 及び第 15 条の 3 の 2 関係）

5 熱回収の機能を有する廃棄物処理施設に係る特例

廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの（以下「熱回収施設」という。）を設置している者は、施設に関する技術上の基準及び申請者の能力に関する基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることができることとした。（第 9 条の 2 の 4 第 1 項及び第 15 条の 3 の 3 第 1 項関係）

## 6 排出事業者による適正な処理を確保するための措置

### (一) 事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出

- (1) 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないこととした。(第12条第3項及び第12条の2第3項関係)
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として(1)の保管を行った事業者は、当該保管をした日から14日以内に都道府県知事に届け出なければならないこととした。(第12条第4項及び第12条の2第4項関係)

### (二) 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外

- (1) 建設工事が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の適用は、元請業者を事業者とすることとした。(第21条の3第1項関係)
- (2) 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について下請負人が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、産業廃棄物保管基準及び改善命令に係る規定を適用することとした。(第21条の3第2項関係)
- (3) 建設工事に伴い生ずる廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなして、産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理基準及び改善命令に係る規定を適用することとした。(第21条の3第3項関係)
- (4) 下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、当該下請負人を事業者とみなして、委託基準及び産業廃棄物管理票制度に係る規定を適用することとした。(第21条の3第4項関係)

## 7 産業廃棄物処理業の許可の有効期間に係る特例

産業廃棄物処理業の許可の有効期間について、許可を受けた者の事業の実施能力及び実績を勘案したものとすることができることとした。(第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項関係)

## 8 廃棄物を輸入できる者の拡充

廃棄物を輸入できる者として、国外廃棄物を他人に委託して適性に処理することができ、当該国外廃棄物を国内において処分することに相当の理由があると認められる者を追加した。(第15条の4の5関係)

## 9 罰則

- (一) 多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画の実施の状況を報告をしなかった者は、20万円以下の過料に処することとした。(第33条第2号及び第3号関係)
- (二) 不法投棄等の違反行為に係る法人重課の量刑を3億円以下の罰金に引き上げるとともに、第25条の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合の時効の期間は、同条の罪の時効の期間とすることとした。(第32条関係)

- 10 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、9の(二)は公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとした。

廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（法施行令第 247 号）  
（H22.12.22 公布）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」  
（法律施行令第 247 号）（環境省）が平成 22 年 12 月 22 日に公布されました。

< 概要 >

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法第 34 号）  
の施行期日は平成 23 年 4 月 1 日とすることとした。

廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令（法施行令第 248 号）（H22.12.22 公布）  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（法律施行令第  
248 号）（環境省）が平成 22 年 12 月 22 日に公布されました。

< 改正の概要 >

#### 1 熱回収施設設置者認定制度の手続等

- （一） 認定熱回収施設設置者が熱回収施設において行う処分の基準を定めることとした。（第 5 条の 4 及び第 7 条の 3 関係）
- （二） 認定熱回収施設設置者は、当該認定に係る熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第 5 条の 5 及び第 7 条の 4 関係）
- （三） （二）により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は指定都市の長等が行うこととし、（二）の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとした。（第 27 条第 2 項関係）

#### 2 大臣認定制度の規定の整備

環境大臣の認定を受けた者が認定に係る事項を変更する場合及び休廃止等をする場合の認定及び届出に係る規定を整備した。（第 5 条の 7～第 5 条の 12（これらの規定を第 7 条の 5～第 7 条の 10 において準用する場合を含む。）関係）

#### 3 輸入対象の拡大に伴う委託基準等の変更

- （一） 輸入された廃棄物の処分又は再生を委託するときは、処分又は再生を委託するものとして許可を受けて輸入された廃棄物に限り、処分又は再生を委託することができることとした。（第 6 条の 2 及び第 6 条の 6 関係）
- （二） 輸入された廃棄物の処分又は再生を委託するときは、委託契約書にその旨についての条項が含まれていなければならないこととした。（第 6 条の 2 及び第 6 条の 6 関係）

#### 4 帳簿の備え付けを要する事業者の追加

帳簿の備え付けを要する事業者に、その事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者等を追加した。（第 6 条の 4 関係）

## 5 廃石綿等の埋立処分基準の強化

- (一) 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包しなければならないこととした。(第6条の5第1項関係)
- (二) 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずることとした。(第6条の5第1項関係)

## 6 産業廃棄物処理業の許可の更新期間

産業廃棄物処理業の許可の更新期間は、許可の更新を受けた者であって、従前の許可の有効期間において事業の一部又は全部の停止の命令を受けていないことその他の許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合するものについては7年とし、それ以外の者については5年とした。(第6条の9及び第6条の11～第6条の13関係)

## 7 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化

産業廃棄物収集運搬業の許可(都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集運搬に係る許可を除く。)に関する事務並びに当該許可に係る変更の許可、届出の受理、命令、許可の取消し及び意見の聴取に関する事務は、都道府県知事から指定都市の長等に権限が委任されない事務とした。(第27条第1項関係)

- 8 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成23年4月1日)から施行することとした。

廃棄物処理法施行規則等の一部を改正する省令(環境省令第1号)(H23.1.28公布)  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」(環境省令1号)が平成23年1月28日に公布されました。

### <改正の概要>

#### 1 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し

廃棄物処理業の許可等の申請に際し必要となる書類に、株主資本等変動計算書及び個別注記表を追加した。(第3条等関係)

#### 2 定期検査

定期検査制度に関し、検査の期間を、使用前検査を受けた日、直近において行われた変更の許可に係る使用前検査を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3月としたほか、申請書類、検査結果の通知に関する規定を整備した。(第4条の4の2等関係)

#### 3 廃棄物処理施設における記録の作成

廃棄物処理施設において事故が発生し、法第21条の2第1項に規定する応急の措置を講じたときは、その講じた措置については、記録を作成し、3年間(最終処分場にあつては、廃止までの間)保存しなければならないことを、維持管理基準に明示的に規定した。(第4条の5等関係)

#### 4 維持管理情報の公表

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者又は設置の届出に係る施設の管理者がインターネットの利用その他の適切な方法によって公表する情報を、処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量、焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、法第8条の4に基づき記録し、処理施設に備え置かなければならないこととされている事項としたほか、当該情報の公表の方法を定めた。(第4条の5の2等関係)

#### 5 設置者が不在となった最終処分場対策

特定廃棄物最終処分場の設置の許可を取り消された者等が維持管理積立金を取り戻す際の手続等を定めた。(第4条の13等関係)

#### 6 廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続

廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更手続を、軽微変更届出でよいこととした。(第5条の2等関係)

#### 7 焼却時の熱利用の促進

熱回収施設設置者認定制度の認定基準を、以下のように定めたほか、申請手続等に関する規定を整備した。(第5条の5の4等関係)

- ・熱回収に必要な設備(ボイラーや発電機など)が設けられていること。
- ・熱回収により得られる熱量や電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。
- ・熱回収率が10%以上であること。
- ・廃棄物以外の燃料の熱量が、熱量全体の30%を超えないこと。
- ・熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

#### 8 大臣認定制度に関する規定の整備等

広域的処理認定制度の変更手続に関し、当該認定に係る処理に伴い生ずる廃棄物の処理方法の変更については届出でよいこととしたほか、再生利用認定制度、広域的処理認定制度及び無害化処理認定制度の規定を整備した。(第6条の3等関係)

#### 9 産業廃棄物を事業場の外で保管する際の事前届出制度

事業者がその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管を行う際の事前届出をする必要のある保管を、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管であって、その保管の用に供される場所の面積が300m<sup>2</sup>以上であるものとしたほか、届出の手続等に関する規定を整備した。(第8条の2等関係)

#### 10 多量排出事業者処理計画

多量排出事業者が作成する処理計画及び当該計画の実施状況に関する報告(以下「多量排出事業者処理計画等」という。)の様式を定めた。また、都道府県知事による多量排出事業者処理計画等の公表方法をインターネットの利用によることとしたほか、関連する規定を整備した。(第8条の4の5等関係)

#### 11 帳簿

帳簿を記載しなければならない事業者の範囲が拡大されたことに伴い、事業者が記載する帳簿の記載事項に関する規定を整備した。(第8条の5等関係)

#### 12 マニフェストの保存

管理票交付者が交付したマニフェストの写しを保存する期間を、交付した日から5年とした。(第8条の21の2等関係)

### 13 優良産廃処理業者認定制度

産業廃棄物処理業の許可の有効期間が7年となる優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準を以下のように定めたほか、関係する規定を整備した。(第9条の3等関係)

- ・従前の許可の有効期間において、事業停止命令などの不利益処分を受けていないこと。
- ・法人に関する情報、事業計画の概要、施設及び処理の状況などをインターネットで公表し、一定頻度で更新していること。
- ・ISO14001 やエコアクション 21 等による認証を受けていること。
- ・電子マニフェストの利用が可能であること。
- ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること、法人税等を滞納していないことなどの財務体質の健全性に係る基準を満たすこと。

### 14 処理困難通知

現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、事故が発生し、産業廃棄物の処理施設を使用することができないことにより、保管上限に達したことなどを定めた。また、通知を受けた管理票交付者が講ずべき措置を定めたほか、通知の手続等に関する規定を整備した。(第10条の6の2等関係)

### 15 輸入許可対象の拡大

国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者の廃棄物の輸入に関する手続等に関する規定を整備した。(第12条の12の20等関係)

### 16 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外

法第21条の3第3項の規定に基づき、建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人が自らその運搬を行う場合における廃棄物を以下の(一)及び(二)のいずれにも該当する廃棄物と定めたほか、当該運搬の際の基準として、下請負人が当該運搬が同項に基づく運搬であることを証する書面を携行することを定めた。(第18条の2等関係)

- (一) 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理廃棄物を除く。)であるもの
  - イ 建設工事(建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの
  - ロ 引渡しされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの

(二) 次のように運搬される廃棄物であるもの

- イ 一回あたりに運搬される量が1立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
  - ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設（積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの）に限る。）に運搬されるもの
  - ハ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの
- 17 廃棄物の輸出確認及び輸入許可に係る事務における地方環境事務所への権限の委任  
環境大臣の権限のうち、廃棄物の輸出確認及び輸入許可に係る事務の一部を地方環境事務所へ委任することとした。（第20条関係）
- 18 廃棄物の広域再生利用指定制度の廃止  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年環境省令第30号）附則第2条を削り、廃棄物の広域再生利用指定制度を廃止した。  
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令第2条関係）
- 19 寒冷地における一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の構造基準及び維持管理基準の改正  
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場において導水管等の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずることとしたほか、関連する規定を整備した。（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条等関係）
- 20 その他  
許可証等に関する様式を整備したほか、所要の改正を行った。
- 21 施行日  
平成23年4月1日（金）から施行する。ただし、都道府県知事による多量排出事業者処理計画等の公表方法に関する部分は平成23年10月1日（土）から施行する。

【問合せ先】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課

011-211-2927

Fax 011-218-5105